

1 板橋区における保育サービスの現状と課題

(1) 板橋区における就学前児童数

国立社会保障・人口問題研究所が平成 22 年の国勢調査を基に、平成 25 年 3 月に 0 歳から 4 歳までの将来人口を推計しています。

短期的には、微増となりますが、平成 22 年（2010 年）に約 19,200 人であった人口が 20 年後には約 15,400 人となり、長期的には 20%の減少が見込まれています。

（上段：人数 下段：％）

	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年
0 歳～4 歳	19,233	19,685	17,441	16,018	15,386
平成 22 年との対比	100	102.4	90.7	83.3	80.0

(2) 板橋区の 0 歳から 5 歳の人口と保育サービス利用状況の推移

近年の板橋区の 0 歳から 5 歳の人口は、微増が続いています。区では、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員、保育室及び板橋保育ルーム等の保育施設の整備を行い保育需要に応じてきました。その結果、利用者は平成 22 年度の 8,814 人から 9,759 人まで増加しています。

しかし、供給量を上回る保育需要が年々高まってきていることから、待機児童数は高止まりが続いています。

（各年度 4 月 1 日）

	0 歳～5 歳の人口 (22 年度との対比)	保育サービス利用者数(A) (0～5 歳の人口に占める割合)	待機児童数 (B)	保育サービスの必要数 (A+B)
平成 22 年度	23,794 人 (100)	8,814 (37.0%)	461	9,275 (39.0%)
平成 23 年度	23,817 人 (100.1)	9,059 (38.0%)	341	9,400 (39.5%)
平成 24 年度	24,123 人 (101.4)	9,383 (38.9%)	342	9,725 (40.3%)
平成 25 年度	24,995 人 (105.0)	9,759 (39.0%)	417	10,176 (40.7%)

将来の板橋区の 0 歳から 5 歳の人口を推定するにあたって、(1)の人口減少率を基に算出しました。

平成 25 年度の保育サービスの必要な児童は上記の表のとおり 0 歳から 5 歳人口の 40.7%と出ましたが、将来さらに利用率が伸びて 45%になると仮定して、保育サービス利用者数を求めた値が下表となります。

	0 歳～5 歳の人口	保育サービス利用者数
平成 27 年度	24,365 人	10,964 人
平成 32 年度	21,581 人	9,711 人
平成 37 年度	19,820 人	8,919 人
平成 42 年度	19,035 人	8,566 人

(3) 板橋区における保育施設別の利用状況

平成 25 年度の各施設の利用者数は、下表のとおりです。認可保育園は、面積基準や保育士等の配置基準を維持しながら、定員の弾力化をして受入れを行っています。

(25 年 4 月 1 日現在)

施設名	定員	利用児童数	備考
認可保育所	8,676	8,794	国が定めた設置基準により認可された施設
認証保育所	776	614	都の独自基準の施設
認定こども園	121	98	就学前の児童の幼児教育、保育等を一体として捉え、一貫して提供する施設
家庭福祉員制度	149	136	家庭福祉員の自宅等の家庭的環境の中で保育する制度
定期利用保育	—	44	パートタイム勤務等の保育需要に対して、一定程度継続して保育する事業
保育室	—	17	板橋区が定めた基準を満たし、運営費の一部を助成している施設
板橋保育ルーム	60	56	待機児対策として、時限的に設置された施設
計	9,782	9,759	

(4) 板橋区における保育施設別の経費の状況（月額 1 人あたり）

平成 23 年度決算における児童 1 人あたりの公費の投入額を算出したのが、下記の表です。

認可保育所の保育経費が、他の保育施設に比べて大きくなっています

(単位：円)

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4・5 歳
認可保育所	415,518	206,075	184,468	109,686	99,585
認証保育所	125,450	85,180	84,830	44,350	36,100
認定こども園	108,580	68,950	68,400	32,080	27,920
家庭福祉員	101,651				
保育室	103,991	62,771			
板橋保育ルーム		142,189			

(5) 認可保育所の運営経費と負担割合

認可保育所の私立園の運営費は、保育所の定員や児童の年齢で定めた国の運営経費を、国基準保育料（保護者負担）と国、都及び区で負担しています（図 1 参照）。

国基準の保育料をそのまま適用したのでは保護者の負担が大きすぎるため、これまで区が概ね 5 割を負担してきました。区の負担割合は、平成 17 年度の保育料の改定時には 50.7%でしたが、平成 24 年度は 55.1%まで上昇

しています。

図1 (平成24年度の数值)

板橋区が私立保育所を運営する経費 78億7350万円				
国が定める運営経費		45億9520万円		
国	都	区	国基準保育料 (保護者負担) 19億8860万円	
1/2	1/4	1/4	保護者	区

※国保育料徴収基準額の負担割合の推移(公立を含む) (%)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
保護者負担	43.30	49.29	49.41	52.87	45.85	45.19	44.58	45.20	44.90
区負担	56.70	50.71	50.59	47.13	54.15	54.81	55.42	54.80	55.10

なお、区立保育園については、図1の国、都及び区の負担金が交付されていないため、区の財源で賄われています。

また、国が定める運営経費のほかに、児童の処遇改善のため、区が独自に負担するサービスを行っており、実際の経費は増大を続けています。

区立及び私立を合わせた認可保育園の運営経費は、平成19年度の156億100万円が平成24年度には約162億4200万円となり、その負担割合は、図2のとおりです。

図2

保護者	区 75.9%	国・都	12.0%
9.9%			その他 2.2%

さらに、平成23年度の児童1人あたりの認可保育所の運営経費と保護者負担の平均額は、表のとおりとなっています。

表 児童1人あたりの認可保育所の運営経費と保護者負担額 (単位:円)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳
認可保育所運営経費	415,518	206,075	184,468	109,686	99,585
保護者負担の平均額	18,235	18,965	21,510	15,718	14,248

(6) 保育料の徴収率の推移

平成24年度の保育料の現年度分の徴収率は、99.63%でした。保育料は前年の世帯の所得に応じて負担していただくように定められています。保育サービスを利用する保護者の公平性や多額の税が投入されていることから、受益者全員に保育料をお支払いただくように、法的措置まで踏み込んだ対応も検討します。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
徴収率	99.28%	99.16%	99.50%	99.60%	99.63%

2 保育料見直し

(1) 基本的な考え方

- 4年を目途に定期的な見直しを行います。
- 保育料は、応益負担と応能負担とをバランスよく組み合わせた体系にします。
- 保育料の改定が、家計に与える影響を考慮します。

(2) 見直しの理由

- 保育料は、4年ごとの見直しを基本としていますが、検討の時期に保育料に大きな影響を与える税制改正が行われました。この影響を確認するまで、改定を見送ってきた経緯があります。(前回改定は、平成17年度)
- 税制改正の影響は、下記のとおりです。平成18年度の1人あたりの保育料平均額(現年調定額/調定件数)は18,381円でしたが、平成20年度には17,024円となっており、実質的な引き下げが行われた状態が続いています。
 - ・平成18年に定率減税が引き下げられた(20%⇒10%)ことにより、平成19年度の保育料は前年度比約1億円増加しました。
 - ・平成19年には定率減税が廃止されましたが、課税対象税額表が4段階から6段階に改められ、所得金額に対する税率が細分化(最低税率が10%⇒5%)された結果、平成20年度の保育料は前年度比約1億9千万円減少しています。
 - ・平成23年の年少扶養控除の廃止等の税制改正では、国の技術的助言により、保護者に影響が出ないように、扶養控除があった状況に戻して再計算を行うように規則を改正しました。規則改正をしなかった場合は、概ね子ども1人の世帯では1階層、子ども2人の世帯では1階層から4階層の実質的な値上げとなるシミュレーション結果が出ています。
- 前回改定時(平成17年度)には、3歳未満児の保育料だけが保護者の急激な負担増を伴うこととなりました。そのため、最高所得階層の改定率を10%増に止めるといった激変緩和措置が実施されました。そのひずみが現在も残っている状況にあります。
- 認可保育所で行われている保育に多くの公費が投入されていることから、認可保育所を利用していない子育て世帯との受益と負担の公平性を考慮しなくてはなりません。
- 平成22年度に国では、高所得者層の応分の負担を求め、国の保育所徴収金基準額表が見直されています。この考え方を区の保育料決定に取り入れて、応能負担を推進させる必要があります。
- 待機児対策をはじめとして、延長保育、要支援児保育、病児・病後児保育などの様々な保育ニーズに対応していく必要があります。また、園舎の老朽化に伴う改築のための経費の増大も見込まれます。
- そのため、将来に向かって持続可能で、質の高い保育サービスを供給

し続けるには、受益者に応分の負担をしていただく必要があると考えます。

(3) これまでの改定の考え方による検討

- 現行保育料（平成 17 年度改定）は、国が定めた「保育所を運営するにあたっての最低限必要な経費」を児童の歳児別に保護者負担と公費負担とに分けて、平成 9 年度改定時の保育料に平成 8 年度から 16 年度における保護者負担分の変動率を乗じて算定していました。
 - ・保護者負担とは保育士、調理員、嘱託医、事務職員以外の非常勤職員の人件費、保健衛生費 給食費保育材料費など児童に関わる経費。
 - ・公費負担とは施設長、用務員、非常勤職員（事務）の人件費、社会保険料 補修費等の管理に関わる経費。
- 平成 26 年 4 月に予定している改定をこの考え方に則って試算すると、3 歳児未満の保育料だけ大幅な改定が必要となり、3 歳児及び 4 歳以上児の保育料は僅かな改定になることが判明しました。
- この結果、3 歳未満児の保育料は緩和措置を伴わないで改定することは困難で、今後もこの歳児のひずみの解消が見込めないことから、新たな改定の方法を検討することとしました。

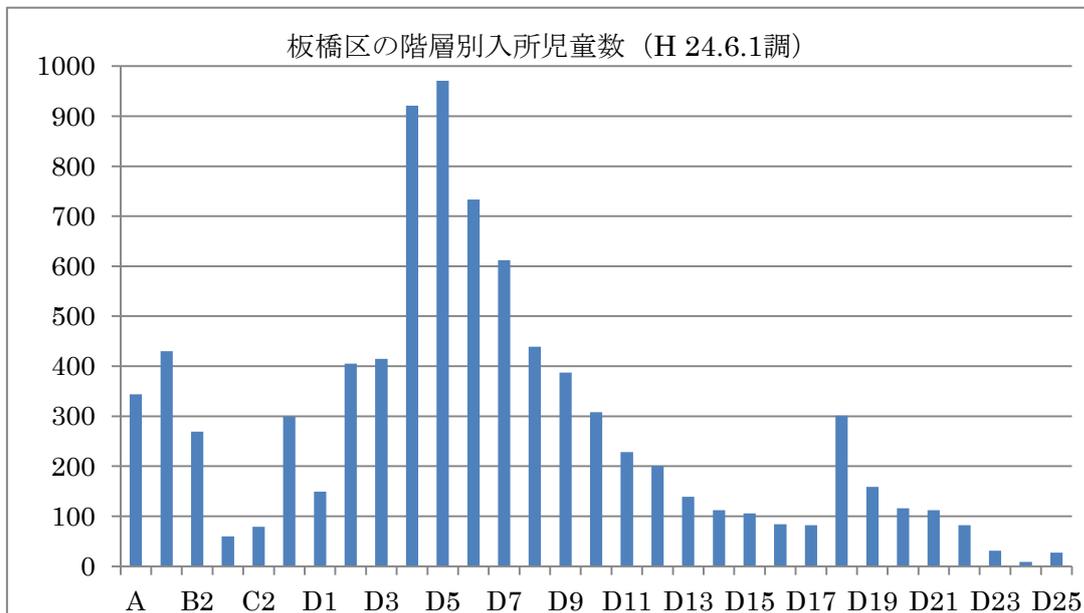
(4) 平成 26 年 4 月の改定に向けての新たな考え方

- 先にも触れましたが、私立認可保育園では、国が定めた保育所を運営するにあたっての最低限必要な経費を、国が定めた保育料と残りを国 1/2、都 1/4、区 1/4 の負担金により賄うこととなっています。
- 新たな考え方では、国が定めた保育料に着目します。
- この国が定めた保育料を児童 1 人あたりに換算し、平成 16 年度から 23 年度の変動率を計算した結果、3.6%増という値になりました。この値を基本的な改定率として、国が定めた保育所徴収基準額表の中間階層である第 5 階層に対応する区の保育の実施に係る徴収金額表の D 6 階層に適用します。
- 具体的には、D 6 階層から階層が 1 階層下がるごとに 0.2%を減じ、逆に階層が 1 階層上がるごとに 0.2%を加算する方法です。これにより、3 歳未満児の保育料を概ねどの階層も世帯収入に対して均一の割合とすることができま
- 現行の最高階層（D21）を細分化するとともに、改定率を所得に応じて傾斜的に運用して、適正な応能負担となるようにしました。
- 現行の最高階層（D21）を細分化して新設する D22 階層から D25 階層は、1 階層に適用する所得税の幅が他の階層に比べて広いことから、1 階層上がるごとに 1, 0 0 0 円を加算することとしました。
- 所得税非課税世帯は、現在の社会・経済状況を勘案すると値上げの影響が大きいいため、改定を行わないこととします。

- 見直しする保育料は、全ての歳児を対象として、平成 26 年 4 月分から適用します。

国の保育所徴収金（保育料）基準額表

各月初日の入所児童世帯階層区分		徴収金（保育料）基準額	
階層区分	定 義	3 歳未満児の場合	3 歳以上児の場合
第 1 階層	生活保護・中国残留邦人の支援制度を受けている世帯	0 円	0 円
第 2 階層	前年度区民税非課税世帯	9,000 円	6,000 円
第 3 階層	前年度区民税課税世帯	19,500 円	16,500 円
第 4 階層	所得 40,000 円未満	30,000 円	27,000 円
第 5 階層	所得 40,000 円以上 103,000 円未満	44,500 円	41,500 円
	所得 103,000 円以上 413,000 円未満		
第 6 階層	所得 413,000 円以上 734,000 円未満	61,000 円	58,000 円
	所得 734,000 円以上		
第 7 階層	所得 734,000 円以上	80,000 円	77,000 円
第 8 階層	所得 734,000 円以上	104,000 円	101,000 円



- ・ D5 階層（所得税：60,000 円以上 90,000 円未満）が最多で、次いで D4 階層（所得税：30,000 円以上 60,000 円未満）、D6 階層（所得税：90,000 円以上 120,000 円未満）と続いています。
- ・ D4 階層から D6 階層の大部分は、国の保育所徴収金基準額表の第 5 階層に相当しています。
- ・ D22 階層から D25 階層は、D21 階層を細分化して新設する階層です。

(5) 改定後の利用料金の概要

【全ての歳児】

- ・ A、B、C階層（所得税非課税世帯）は現行据え置き
ただし、次回の見直しの際は再検討します。

【3歳未満児】（第1子）

- ・ 現行のD階層区分は、月額 200 円から 4,100 円の負担増
- ・ 新設のD22 からD25 階層区分は、月額 5,100 円から 8,100 円の負担増

【3歳児】（第1子）

- ・ 現行のD階層区分は、月額 100 円から 1,800 円の負担増
- ・ 新設のD22 からD25 階層区分は、月額 2,800 円から 5,800 円の負担増

【4歳以上児】（第1子）

- ・ 現行のD階層区分は、月額 100 円から 1,400 円の負担増
- ・ 新設のD22 からD25 階層区分は、月額 2,400 円から 5,400 円の負担増

【一人あたりの平均保育料】（平成24年6月1日在籍児童により算出）

	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
現 行	21,090 円	16,203 円	14,815 円
改定後	22,015 円	16,918 円	15,448 円
改定率	4.4%	4.4%	4.2%

(6) 改定後の保育料（第1子の月額）

階層	定 義	世帯 収入	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
			改定案	現行と の差額	改定案	現行と の差額	改定案	現行と の差額
A	生活保護・中国残留邦人の 支援制度を受けている世帯		0	0	0	0	0	0
B1	前年度区民税非課税 (ひとり親世帯等に限る)		0	0	0	0	0	0
B2	前年度区民税非課税 (ひとり親世帯等を除く)		1,000	0	1,000	0	1,000	0
C1	前年度区民税均等割のみ		3,000	0	2,400	0	2,300	0
C2	前年度区民税均等割 5,000円未満		3,500	0	3,100	0	2,900	0
C3	前年度区民税均等割 5,000円以上		4,100	0	3,700	0	3,500	0
D1	前年分所得税が3,000円未満	315万円	8,200	200	7,100	100	6,600	100
D2	" 3,000円以上 16,801円未満	350万円	10,000	200	9,000	200	8,400	200
D3	" 16,801円以上 30,000円未満	400万円	11,500	300	11,400	300	10,700	300

D4	" 30,000 円以上 60,000 円未満	450 万円	17,800	500	13,400	400	12,400	300
D5	" 60,000 円以上 90,000 円未満	550 万円	21,900	700	15,500	500	14,400	400
D6	" 90,000 円以上 120,000 円未満	650 万円	24,800	800	17,500	600	16,200	500
D7	" 120,000 円以上 150,000 円未満	750 万円	27,100	900	19,300	700	18,000	600
D8	" 150,000 円以上 180,000 円未満	850 万円	29,500	1,100	20,900	800	19,400	700
D9	" 180,000 円以上 210,000 円未満	920 万円	31,700	1,200	22,500	900	20,700	800
D10	" 210,000 円以上 240,000 円未満	970 万円	34,000	1,400	24,000	1,000	21,000	800
D11	" 240,000 円以上 270,000 円未満	1,000 万円	36,100	1,500	25,600	1,100	21,300	900
D12	" 270,000 円以上 300,000 円未満	1,050 万円	38,000	1,700	26,900	1,200	21,500	900
D13	" 300,000 円以上 330,000 円未満	1,100 万円	40,100	1,900	28,200	1,300	21,900	1,000
D14	" 330,000 円以上 360,000 円未満	1,150 万円	41,900	2,000	28,500	1,400	22,100	1,000
D15	" 360,000 円以上 390,000 円未満	1,200 万円	43,900	2,200	28,800	1,400	22,400	1,100
D16	" 390,000 円以上 420,000 円未満	1,230 万円	45,500	2,400	29,100	1,500	22,800	1,200
D17	" 420,000 円以上 450,000 円未満	1,270 万円	47,500	2,600	29,400	1,600	23,000	1,200
D18	" 450,000 円以上 600,000 円未満	1,350 万円	51,500	2,900	29,700	1,600	23,300	1,300
D19	" 600,000 円以上 750,000 円未満	1,450 万円	57,600	3,300	30,000	1,700	23,600	1,300
D20	" 750,000 円以上 900,000 円未満	1,550 万円	63,000	3,700	30,300	1,800	23,900	1,400
D21	" 900,000 円以上 1,200,000 円未満	1,680 万円	67,300	4,100	30,500	1,800	24,100	1,400
D22	" 1,200,000 円以上 1,800,000 円未満	1,950 万円	68,300	5,100	31,500	2,800	25,100	2,400

D23	" 1,800,000円以上 2,400,000円未満	2,300万円	69,300	6,100	32,500	3,800	26,100	3,400
D24	" 2,400,000円以上 3,000,000円未満	2,600万円	70,300	7,100	33,500	4,800	27,100	4,400
D25	" 3,000,000円以上	2,750万円	71,300	8,100	34,500	5,800	28,100	5,400

- ・第2子保育料は第1子の保育料に次の割合を乗じた額
B2～D12階層：40% D13～D17階層：50% D18～D25階層：60%
- ・第3子保育料は無料
- ・D21階層を細分化してD22階層からD25階層を新設します。
- ・世帯収入は、次の条件で算定したおおよその額です。
夫婦共働き、子ども2人 夫婦ともに収入は同額、扶養児童は1人ずつ
社会保険料は収入の約1割 その他控除は基礎控除(38万円)、扶養控除(38万円)

(7) 延長保育料

延長保育料の変更はいたしません。

(8) 固定資産税課税世帯に係る階層区分の変更の廃止

これまで、C1階層からD1階層に該当する保護者世帯に前年度固定資産税が課税されていた場合に、階層区分を1つ上位に変更して保育料を決定していました。

階層	定 義	前年度固定資産額	変更後の階層
C1	前年度区民税均等割の世帯	4,000円以上	C2
C2	前年度区民税所得割5,000円未満の世帯	6,000円以上	C3
C3	前年度区民税所得割5,000円以上の世帯	8,000円以上	D1
D1	前年分所得税課税額が3,000円未満の世帯	10,000円以上	D2

これは、国が定めた保育料を算定するのにあたって、固定資産税による附加基準表として示されていたものです。

しかし、区では固定資産税を把握しておらず、保護者の自己申告に基づき確認しているのが現状です。さらに、国では平成9年度にこの保育料決定の方法を廃止していることから、保育料の見直しを機に、この度廃止いたします。

3 子育て支援の取り組み

これまで、保育サービス定員の増加に取り組んできたことから、3歳児から5歳児にかけては待機児童が発生しない状況が続いています。

しかし、0歳児から2歳児は引き続き多くの待機児童が発生しており、当面は、この歳児を中心に定員増加策を講じる必要があります。

また、板橋区の就学前の将来人口が数年後には減少に向かうことが予測されています。こうしたことも念頭に置きながら、今後、区内の地域ごとに発生する様々な保育需要を的確に捉えて、機動的に対応する保育サービスを構築していきます。

(1) 保育施設の整備・拡充

- 認可保育所の改築等の機会を捉えて、定員の拡大を検討していきます。
- 平成27年度から実施される子ども・子育て支援新制度において、「小規模保育」が新たに創設されます。また、東京都の補助事業として小規模保育「スマート保育」が実施されることになり、区も26年度の導入を計画しています。0歳から2歳までは、主としてこうした小規模保育を中心に整備していきます。

(2) 多様な保育サービスの提供

- 病児・病後児保育は、現在3つの病院の協力により実施しています。板橋区医師会病院で実施していたお迎えサービスを、平成25年度から新たに帝京大学医学部附属病院でも開始しました。実施機関の拡充とともに、サービスの質の向上を図っていきます。
- 一時保育や年末保育等の整備に努めます。
- 地域の子育て相談の担い手として、認可保育園が機能するようにしていきます。

(3) 保育の質の向上

- 特別な支援を要する児童やアレルギーのある児童等に対して、保護者や児童の目線に立った保育を実施します。